

定期預金の中途解約一覽

平成 22 年 6 月 1 日現在

1・スーパー定期 (小数点第 4 位以下は切捨て)

契約期間 預入日数	3 年未満のもの	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年もの
6 カ月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6 カ月以上 1 年未満	約定利率 × 50%	約定利率 × 40%	約定利率 × 40%	約定利率 × 30%
1 年以上 1 年半未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 50%	約定利率 × 50%	約定利率 × 40%
1 年半以上 2 年未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 60%	約定利率 × 60%	約定利率 × 50%
2 年以上 2 年半未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 70%	約定利率 × 70%	約定利率 × 60%
2 年半以上 3 年未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 90%	約定利率 × 80%	約定利率 × 70%
3 年以上 4 年未満		約定利率 × 90%	約定利率 × 90%	約定利率 × 80%
4 年以上			約定利率 × 90%	約定利率 × 90%

2・大口定期預金 (小数点第 4 位以下は切捨て)

- ・預入日から 1 ヶ月後の応答日の前日までに解約の場合は、下記 A、B、C のうち最も低い利率を採用する
- ・預入日から 1 ヶ月後の応答日以後に解約する場合は、下記 B、C のうちいずれか低い利率を採用する

A. 解約日における普通預金利率

B. 約定利率 — 約定利率 × 30%

C. 約定利率 — (基準利率 — 約定利率) × (約定日数 — 預入日数) ÷ 預入日数

(注1) 基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日までに新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率

(注2) C の算式により計算した利率が 0% を下回るときは、0% とします

3・期日指定定期預金 (小数点第 4 位以下は切捨て)

		中途解約利率
預入期間	6 カ月未満	解約日の普通預金利率
	6 カ月以上 1 年未満	2 年以上利率 × 40%
	1 年以上 1 年半未満	2 年以上利率 × 50%
	1 年半以上 2 年未満	2 年以上利率 × 60%
	2 年以上 2 年半未満	2 年以上利率 × 70%
	2 年半以上 3 年未満	2 年以上利率 × 90%

(注) 預入日から 1 年経過後の中途解約は、1 年ごとの複利計算を行う

4・変動金利定期預金 (小数点第 4 位以下は切捨て)

契約期間 預入日数	1 年以上 3 年未満	3 年もののみ
6 カ月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6 カ月以上 1 年未満	約定利率 × 50%	約定利率 × 40%
1 年以上 1 年半未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 50%
1 年半以上 2 年未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 60%
2 年以上 2 年半未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 70%
2 年半以上 3 年未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 90%

(注) ①単利型は、6 ヶ月ごとの

[元金 × (約定利率 × 掛目)] の合計

②複利型は、預入日数に応じた中途解約利率で 6 ヶ月ごとの複利計算を行う

(1/1)